

6月20日(日)は 静岡県知事選挙の 投票日です



静岡県知事選挙が6月20日(日)に行われます。市内26の投票所で、午前7時から午後8時まで投票できます。私たちの代表者を選ぶ大切な選挙です。大切な一票を無駄にすることのないよう、必ず投票に出かけましょう。

開市選挙管理委員会 TEL 44-3100

投票できる方

▼18歳以上(平成15年6月21日以前生まれ)の方

▼令和3年6月2日(水)現在、3か月以上袋井市の住民基本台帳に登録され(令和3年3月2日(火)以前に届け出)、引き続き市内に住んでいる方

※市内転居した方で、以前住んでいた住所に該当する投票所が入場券に記載されている方は、記載された投票所で投票してください。
※投票所にもありますが、午前中は混雑する傾向があるため、「密」を避けるにあたっては、午後からの投票をお勧めします。

【県内他市町から3月3日以降に転入された方は、前住所地で】

▼令和3年3月3日(水)以降に県内の他市町から袋井市へ転入の届け出をした方は、前住所地で投

票することになりますが、投票できるかは前住所地の選挙管理委員会へご確認ください。

期日前投票

期間 6月4日(金)～6月19日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時

投票場所 市役所1階・市民ロビー

または、浅羽支所1階・ロビー

(どちらの場所でも投票できます)

持ち物 入場券(届いている場合)、

鉛筆またはシャープペンシル(持参したい方)

※投票日当日に近づくほど混雑します。特に最終日は非常に混雑していますので、期日前投票をされる方は、早めにお済ませください。

※袋井市役所のほうが混雑する傾向にあるため、「密」を避けるにあたっては、浅羽支所での期日前投票をお勧めします。

※袋井市役所・浅羽支所とも、午前

新型コロナウイルス 感染拡大防止対策

投票される

皆さんへお願い

●マスクを着用の上、投票前・投票後の手指消毒や手洗い、咳エチケットをお願いします。

●感染拡大防止対策として、鉛筆またはシャープペンシルを持参できます。

※投票用紙の素材の性質上、ボールペンは使用できません。投票所でも筆記用具は用意していません。

●投票所内が混み合っている場合は、混雑解消のためにお待ちいただくことがあります。

●投票日当日の混雑緩和のため、期日前投票を積極的にご利用ください。

●投票日当日に投票される方は、混雑する時間帯(主に午前中)を避けるなど、投票所での「密」の回避に協力をお願いします。

中は混雑する傾向があるため、午後からの投票をお勧めします。

■不在者投票

▼選挙期間中に、出張や旅行などで袋井市以外に滞在している場合、期日前投票や投票日当日の投票が困難な方は、不在者投票ができます。

▼不在者投票は郵送でのやり取りがあり、日数を要しますので、希望する方は早急に市選挙管理委員会にお問い合わせの上、手続きをお願いします。

▼不在者投票施設に指定されている次の病院や施設に入院・入所している方は、その施設内で投票できますので、施設の管理者等にお申し出ください。

- 病院：聖隷袋井市民病院、袋井みづかわ病院
- 養護老人ホーム：可睡寮
- 特別養護老人ホーム：明和苑、萩の花、ティアココニア、萬松の里、紫雲の園、袋井ゆづあいの里

■投票所・投票場所を

お間違えなく

投票の際は、入場券を確認の上、間違えのないようお越しください。

第8投票区投票所の変更

第8投票区（下久能・天神町・田町・泉町・葵町・旭町）の投票所は、令和元年7月執行の参議院議員通常選挙から、「天神町コミュニティセンター」に変更されました。

第17投票区投票場所の変更

第17投票区（下山梨上・下山梨下・平宇・春岡（下川原）・可睡の杜南・可睡の杜北）は、3密を避けるため、周南中学校の「特別教室棟」から「体育館」に投票場所を変更しています。

投票や開票状況のお知らせ

投票・開票の状況は、市ホームページでお知らせします。

投票状況 6月20日(日)午前9時頃から1～3時間ごとに掲載(更新)



開票状況 6月20日(日)午後10時頃から30分ごとに掲載(更新)

※市ホームページのバナーからアクセスできます。



開票の参観ができます(要申し込み)

選挙人名簿に登録されている方は、開票を参観できます。



日時 6月20日(日)午後9時～

場所 市役所東分庁舎「コスモス館」1階

申込受付時間 午後8時～8時15分

申込受付会場 市役所3階・302会議室

※参観希望者多数の場合は、午後8時20分頃から受付会場で抽選を行います。

参観される方へのお願い

- ◆発熱や風邪の症状がある方は、参観を控えてください。
- ◆開票所内ではマスクを着用し、他の参観者の方と十分な距離をとってください。
- ◆咳エチケットや帰宅後の手洗いの徹底をお願いします。

投票所や開票所でも

感染拡大防止対策を

徹底します

投票所での感染拡大防止対策

- 手指消毒液を設置し、事務従事者および立会人のマスクの着用を徹底します。
- 記載台などを定期的に消毒し、投票所の換気を定期的に行います。
- 投票所内に飛沫感染防止シートなどを設置するとともに、記載台で密接にならないよう、間隔を空けて投票用紙に記入できるようにします。

開票所での感染拡大防止対策

- 事務従事者や立会人はマスクを着用し、手袋やフェイスシールドを付けて開票作業を行います。
- 開票所の出入口に手指消毒液を設置するとともに、開票所に入る前および開票作業終了後は手洗いを徹底します。
- 事務従事者は間隔を空けて作業し、参観人には密集しないよう注意を呼びかけます。